

—性別・世代・時代を超えて—

Un jour

アンジュールはフランス語で「ある日」という意味。一人ひとりの「ある日」を紡いでいきたいという願いを込めた情報紙です。



「輝きびと」
青森市営バスの運転士として活躍する落合直美さん

特集 青森市男女共同参画推進条例が 制定されました

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え
世代を超え
時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成8年10月22日 青森市

2018.8 No.53

輝きびと

青森市交通部
おちあい なおみ
落合 直美 さん



「子どものころは、車酔いがひどくて車そのものが嫌いでした。」
青森市企業局交通部の西部営業所で運転士を務める落合直美さんは、そう語る。
そんな車嫌いのはずの落合さんが、「あれっ」と気づいたのは、必要に迫られて、普通運転免許を取得した時のこと。運転が楽しくて、なぜか車酔いしないことに気づき、二十七歳の時に大型二種自動車免許を取得するまでに運転が好きになった。
ところが、大型二種自動車免許を持ちながら、役に立てることができず、不安な日々が続いた。

いつかは、仕事で大型車を運転したいという希望を持ち続け、大型二種自動車免許を取得して五年後、ついに、青森市営バスの女性運転士として採用された。
最初は、多くの命を乗せて、バスを走らせることへの、緊張と恐怖もあったという。しかし「お客様が自分を信頼して乗ってくれているという充実感はかけがえのないもの。ありがと、ご苦勞様などの労いの言葉や、今日は本当にラッキー。女性のバス運転手さんの車に乗る事ができるなんて、めったにないこと、いい日だな。とお客さまから気軽に声をかけてもらう、その瞬間が最も嬉しい。」とまぶしい笑顔で話す。

こうした日々の中で常に気をつけているのは、「安全」と「安心」。お客さまはもちろん、周囲の車にも配慮し、安全に目的地まで着くことこそが一番の使命。お客さまに対するきめ細やかな気配りと笑顔で声かけすることを心がけているという。

「運転の他に、冬場のタイヤチェーンの着脱、車体の電球の取り換え、高いルーフからの雪下ろしなど、さまざまな仕事があります。勤務時間の不規則さなどあるけれど、十七年間挫折せずに続けてこられたのは、家族の理解や職場の方々の協力もあってから」と落合さん。

現在、青森市交通部では、働きやすい職場づくりのために勤務時間帯の編成やパート採用等を導入するなど、女性バス運転士の働く環境も改善されつつあるという。

「私がこうしてバスを運転することで、一緒に働ける女性バス運転士が少しでも増えてくれるといいな。私自身、憧れた女性運転手がいたから」と話す。

「早めに出勤して少し甘めのコーヒーとチョコレートをほおぼると、気合いがはいります」と語る落合さんからは、信念と自信に満ちた凛とした一本の柱のようなものを感じる。落合さんは、今日もお客さまを運び続ける。

「ハラスメント」を考える

ハラスメントとは、相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、たとえ行っている本人にそのつもりがない場合でも、相手を傷つける行為や苦痛を与える行為、不利益を与える行為などがそれに該当します。

職場における「セクシュアルハラスメント」とは、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいい、また「パワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

そのほか、妊娠・出産や育児休業を申出、取得したことにより嫌がらせを受ける「マタニティハラスメント」もよく耳にするようになりましたが、男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月から「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」として防止措置を講じることが、セクハラ同様に事業主に義務付けられました。

<発行>

青森市 市民部 人権男女共同参画課
〒030-8555 青森市新町 1-3-7
☎017(734)2296 FAX017(734)5765
<編集スタッフ>
倉島恵美子・蝦名晶子 (NPO 法人あおもり
男女共同参画をすすめる会)、
堀内美穂 (NPO 法人ウィメンズネット青森)、
千代谷直美 (企画集団プティジュール)

※転載ご希望の場合はご連絡ください。

●カダール託児室●

青森市男女共同参画プラザ「カダール」での催事や青森市民図書館の利用のほか、中心市街地での買い物や通院などの時にも安心して利用できる施設です。
【託児時間】 9:00~21:30
(毎月第2水曜日を除く)
【対象】 1歳6か月~就学前
【料金】 1時間600円(最長3時間)
【お問合せ】 ☎017(776)8800
※前日までに要予約

ニュースの



厚生労働省による平成28年度「職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」によると、予防・解決のための取組に対し、検討中または実施していると回答した企業は約74%となっており、企業自らが対応策を考えていることがわかります。いろいろな立場での見方があり、難しい問題ではありますが、自身の立場から、いまいちど「ハラスメント」について、考えてみてはいかがでしょうか。

厚生労働省が運営する Web サイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)では、オンライン研修講座などもあり、たくさんの方が掲載されています。

また、現在「ハラスメント」で悩んでいるという方は、一度相談してみてもいいでしょうか。

●青森県内での相談先
青森労働局 雇用環境・均等室
青森市新町 2-4-25(青森合同庁舎 8階) ☎017(734)4211

・・・青森市の男女共同参画拠点施設・・・

- ◆青森市男女共同参画プラザ「カダール」
(青森市新町 1-3-7 アウガ 5・6F)
【開館時間】 9:00~22:00
【休館日】 毎月第2水曜日
【お問合せ】 ☎017(776)8800 FAX017(776)8828
- ◆青森市働く女性の家「アコール」
(青森市勝田 1-1-2)
【開館時間】 9:00~22:00
【休館日】 毎月第2日曜日
【お問合せ】 ☎017(723)1700 FAX017(723)1700

青森市男女共同参画推進条例が制定されました

平成30年
4月1日施行

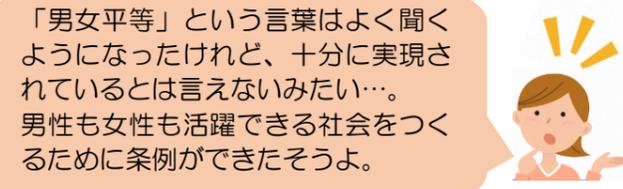
条例の基本理念

- 一 全ての人々が、個人としての尊厳が重んじられること、性別に起因する差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思により多様な生き方を選択することができること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 男女の相互協力と社会の支援の下、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- 五 性別及び性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する個人の意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

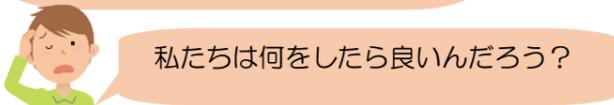
青森市男女共同参画推進条例について考えてみましょう



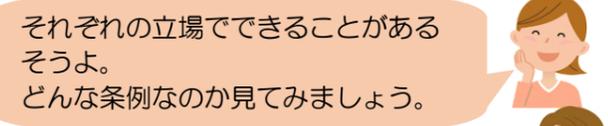
どうして条例ができたんだろうね？
条例ができると何がかわるのかな？



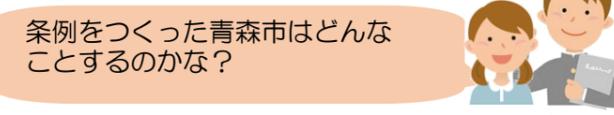
「男女平等」という言葉はよく聞くようになったけれど、十分に実現されているとは言えないみたい…。男性も女性も活躍できる社会をつくるために条例ができたそうよ。



私たちは何をしたら良いんだろう？



それぞれの立場でできることがあるそうよ。
どんな条例なのか見てみましょう。



条例をつくった青森市はどんなことするのかな？

条例の特徴

市・市民・事業者の責務に加え、教育関係者と市民団体の責務を定めています。
これにより、子どもたちの教育の場、市民団体の活動においても男女共同参画を意識することができます。

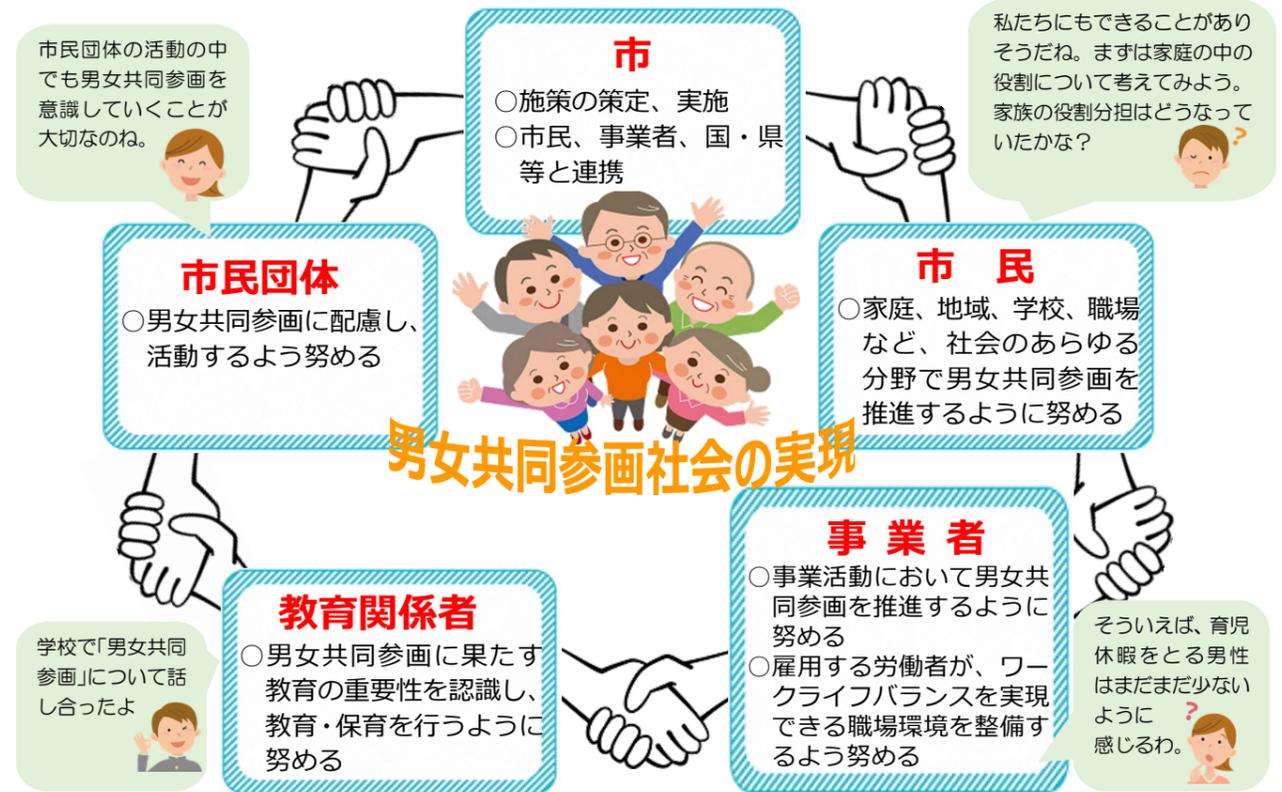
男女共同参画の推進に積極的に取り組む個人や事業者などを表彰する制度が始まります。
その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成や取組の推進を図っていきます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止のため、DV防止計画や配偶者暴力相談支援センターについて規定しています。

青森市では、青森市配偶者暴力相談支援センターを設置し、電話相談、面接相談に応じるほか、ワンストップ支援を行っています。

D V 相談専用番号
☎ 017(734)5318
平日 8:30~17:00

条例におけるそれぞれの役割



男女共同参画社会の実現

市の取組

男女共同参画について、小学生と中学生向けの冊子を作成、配布し、普及活動を行っています。

① 市民等への普及活動

- 男女共同参画の推進について、広報普及活動を行います。
- 毎年10月を男女共同参画推進月間として、重点的な普及活動を行います。

② 拠点施設の機能充実等

- 男女共同参画プラザ「カダール」や「アコール」の機能を充実し、活用促進に努めます。

③ 情報収集及び調査研究等

- 男女共同参画に関する国内外の動向・取組などの情報収集を行い、調査研究をします。

④ 市民等の活動への支援

- 男女共同参画の推進のための活動について、情報提供などの支援を行います。
- 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う市民や事業者などを表彰します。

⑤ 積極的改善措置

- 社会活動において、男女間に参画機会の格差が生じている場合に、女性（または男性）に対して参画に向けた積極的な働きかけを行い、格差是正の措置が講じられるよう努めます。
- 市の附属機関の委員について、男女の数の均衡を図るよう努めます。

⑥ 人材育成

- 男女共同参画を推進する人材を育成するための教育・研修の機会の充実に努めます。

⑦ 災害対応における配慮

- 災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）において、男女共同参画の視点に配慮します。

青森市の附属機関の委員の男女比は平成29年5月調査時点で21.7%です。男女の均衡が図られるよう、取組が始まっています。

過去の震災では、備蓄品や避難所の設備、運営といった面で、女性のニーズが届かないケースがありました。災害対応においても、男女共同参画の視点が重要です。

禁止事項等

○広報、報道、広告などで、性別による固定的な役割分担、暴力、人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければなりません。

○性別、性による差別的な取扱い、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を行ってはなりません。

条例の全文、概要版は青森市のホームページに掲載しています。



「カダール」「アコール」では、男女共同参画に関する講座やセミナーを開催しています。詳細はホームページをご覧ください。



青森市では、平成8年10月に「男女共同参画都市」青森宣言を行ったことを踏まえ、毎年10月を男女共同参画推進月間として、普及活動や表彰を行うこととしています。